

上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書
再発防止策実施状況報告書

令和8年4月
上尾市教育委員会

目 次

1 はじめに	1
2 評価実施方法	2
(1) 調査会の開催と目的	
(2) 評価会の構成と実施期間	
3 実施状況報告	3
提言1 原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係について	
ア 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめ重大事態 対応マニュアル」の整備	4
イ 管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施	5
ウ 専門職及び専門機関の活用	7
エ 「学校支援チーム」の構成	8
オ いじめの予防教育プログラムの導入	9
提言2 初期対応について	
ア 情報の適切な収集	11
イ 児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上	13
ウ いじめの初期対応についての教職員研修の実施	14
提言3 正確かつ詳細な記録の作成、保存について	
ア 適切な聴取の実施及び聴取録の保管ルールの設定	16
イ 聴取方法等に関する実践的な教職員研修の実施	18
提言4 指導と聴取の峻別	
ア 組織的な対応についてのフロー図の作成	18
イ 指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修の実施	19
提言5 学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと	
ア 学校と教育委員会の連携フロー図の作成	20
イ 適切な支援体制の構築	21
提言6 調査委員会の委員の活用	
ア 調査委員会の所掌事務に関する内容の見直し	22
イ スクールロイヤーの活用	23
提言7 いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し	
ア 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大 事態対応マニュアル」の見直し	24
イ 改訂内容の公表及び報告	25
4 おわりに	26

1 はじめに

令和4年に市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、令和7年10月27日付けで、上尾市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）から調査報告書が提出されました。同報告書においては、当該事案に係る事実関係の整理及び関係機関の対応に対する評価が行われた上で、教育委員会及び学校における今後の再発防止に向け、「初期対応」「記録の作成・保存」「指導と聴取の峻別」等、7項目にわたる具体的な提言が示されました。

本事案では、被害生徒及びその保護者から再調査を求める要望が提出され、市議会においても再調査を求める請願が採択されたことを受け、市が条例に基づき再調査委員会を設置し、調査を実施するに至りました。

再調査委員会による調査の結果は、教育委員会及び学校の対応の在り方を改めて点検し、再発防止策を講じる上で、極めて重い意味を持つものと受け止めております。

上尾市教育委員会では、再調査委員会から示された提言を真摯に受け止め、同様の事態を二度と繰り返すことのないよう、制度の見直しや各種マニュアルの改訂、教職員研修の充実、専門職の活用等、再発防止に向けた取組を段階的かつ計画的に進めてまいりました。

本報告書は、これらの提言の実現に向けて、令和8年4月1日までに教育委員会が取り組んだ内容について、その実施状況を整理したものであり、令和8・9年度上尾市いじめ問題調査委員会の委員の皆様にご報告するとともに、第三者的かつ専門的な見地から評価をいただくことを目的として作成したものです。

委員の皆様におかれましては、本報告書の内容を踏まえ、各再発防止策が提言の趣旨に沿って実施されているか、また、実効性のある取組となっているかといった観点から、率直な御評価及び御助言を賜りますようお願い申し上げます。

2 評価実施方法

(1) 調査会の開催と目的

再調査委員会からの提言では、調査委員会の委員が、専門家の見地からアドバイスできる体制づくりを構築することを求められている。そこで、上尾市教育委員会では、調査委員会の所掌事務に関する内容を見直し、調査委員会が第三者的な視点から「学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議する」ことができるようにした。これらから、本調査会は、調査委員会の委員により実施することとした。

(2) 評価会の構成と実施期間

① 委員構成

令和8、9年度上尾市いじめ問題調査委員会 委員（敬称略）

役 職 等	委員氏名
埼玉弁護士会所属	神尾 尊礼
医療法人社団 宗仁会 武蔵野病院 院長	綱島 宗介
埼玉県公認心理師協会 所属 公認心理師	佐久間 純子
文教大学 教育学部 発達教育課程 教授	小林 稔
上尾市人権擁護委員会 委員	大山 和俊

②実施期間・開催予定

令和8年4月9日に実施状況の評価のための資料を各委員に送付し、事前に個別評価を実施。

令和8年4月16日に市役所7階教育委員会室にて「令和8年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会」開催予定。

令和9年2月10日に市役所7階教育委員会室にて「令和8年度第2回上尾市いじめ問題調査委員会」開催予定。

3 実施状況報告

再調査委員会からの提言に対する令和8年4月までの教育委員会の取り組み状況については、次のとおりである。なお、内容項目を既に実施済の取組は「完了」、また、実施したが今後も継続する取組には「継続」としている。また、近い将来において実施する予定のものは、「実施予定」としている。

提言1 原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係について

◆提言内容（要旨）

いじめ重大事態対応マニュアルの作成

教育委員会は、これまでのいじめ重大事態への対応を踏まえ、いじめ重大事態が発生した場合に学校が組織として対応するための、より実践的なマニュアル（手順やルール・各関係機関の役割・情報共有やフィードバック・記録の作成・保存等を明確化したもの）を作成・配布し、更には研修などを実施するなどして、各学校に周知を図ることが急務である。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.22.1.11 から 14】
管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施

教育委員会は、これまでのいじめ重大事態への対応を踏まえ、いじめ重大事態が発生した場合に学校が組織として対応するための、より実践的なマニュアル（手順やルール・各関係機関の役割・情報共有やフィードバック・記録の作成・保存等を明確化したもの）を作成・配布し、更には研修などを実施するなどして、各学校に周知を図ることが急務である。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.22.1.14 から 15】
校長のマネジメントスキルの向上や、学校の窓口としての教頭の保護者対応等について、具体的な事例を踏まえたより実践的な研修を実施する必要がある。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.22.1.16 から 18】
学校は、個別の事例検討やモデル事例を用いて実践的な支援の工夫を学ばせるなど、教員の研修を充実させ、教員のいじめに対する基本的理解を深めるとともに、いじめの対処能力を高めていく必要がある。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.23.1.16 から 19】
専門職及び専門機関の活用

被害生徒及びその保護者に対してその心情を丁寧に確認するとともに、第三者の立場から、被害生徒及びその保護者の心情に寄り添った連絡調整や、スクールカウンセラーをはじめとする専門家の派遣等の各種支援等を行う仕組みを検討する必要がある。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.22.1.22 から 25】
普段からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった学校外の専門家（機関）との連携・活用ができる体制を構築しておくことが必要であり、ケースによっては、警察や医療機関との連携・活用も必要である。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.24.1.20 から 23】
「学校支援チーム」の構成

いじめ重大事態が発生した際には、前述の指導主事やスクールカウンセラー等からなる「学校支援チーム」を構成し、学校をバックアップできる体制を構築しておく必要がある。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.23.1.7 から 10】
いじめの予防教育プログラムの導入

いじめが起きないようにするためには、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つこと、児童生徒主体のいじめ防止に向けた取り組みが必要である。（中略）今後、誰一人いじめ被害に遭う生徒を生まないために、いじめが起きない学校づくりに向けた取り組みとして、具体的な予防教育プログラムの導入も検討すべきである。

【令和5年7月27日（木）上尾市いじめ問題調査委員会 調査報告書 p.25.1.1 から 11】

◇再発防止策実施状況

ア 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめ重大事態対応マニュアル」の整備

①「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」の整備（平成30年2月策定、令和5年11月及び令和8年4月改訂）**資料1**【取組状況 **完了**】

提言のあった「いじめ重大事態が発生した場合に学校が組織として対応するための、より実践的なマニュアル（手順やルール・各関係機関の役割・情報共有やフィードバック・記録の作成・保存等を明確化したもの）を作成・配布」に関して、教育委員会では、上尾市が行っているいじめ対策のための施策を見直し、「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」を、令和8年4月に改訂した。改訂に際しては、より「実践的なマニュアル」となるよう「いじめ対応の手順」を示したり、「記録の作成・保存等」について保存年限を示したりと具体的なものとなるようにした。

②「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の整備（令和5年8月策定、令和7年1月及び令和8年4月改訂）**資料2**【取組状況 **完了**】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を令和7年1月に改訂した際、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」の改訂に基づいて見直しを行い、「重大事態発生時の対応」や「調査組織」「調査の進め方」「調査結果の説明」を具体的に示すようにした。しかしながら、より「実践的なマニュアル」とするため、これまで本文に記載していた「重大事態への対応手順詳細」を、「対応フロー図」にも追記し、一目で手順が分かるようにした。

イ 管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施

①生徒指導主任会議（毎年度2回：令和7年度7月及び12月）の実施（従来から実施）**資料3**【取組状況 **継続**】

提言のあった「個別の事例検討やモデル事例を用いて実践的な支援の工夫を学ばせるなど、教員の研修を充実させ。教員のいじめに対する基本的理解を深めるとともに、いじめの対処能力を高めていく必要がある。」に関して、教育委員会では、市内小・中学校生徒指導主任を対象に、「上尾市小・中学校生徒指導主任会議」を以前より年2回開催している。

会議では、「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに、いじめ認知後の流れについて、個別の事例検討やモデル事例を用いて実践的な研修を行った。

②研修動画の作成（令和7年7月から配信）**資料4**【取組状況 **完了**】

提言のあった「いじめ重大事態への対応を踏まえ、いじめ重大事態が発生した場合に学校が組織として対応するための、より実践的なマニュアル（手順やルール・各関係機関の役割・情報共有やフィードバック・記録の作成・保存等を明確化したもの）を作成・配布し、更には研修などを実施するなどして、各学校に周知を図ることが急務である。」に関して、教育委員会では、管理職や教員が、いじめ重大事態を含め、いじめについて適切に対応することができるようにするため、以下の合計4本の研修動画を作成した。

いじめ対応研修シリーズ①

「いじめに迅速に対応するための平時からの備え」（令和7年7月）

いじめ対応研修シリーズ②

「いじめを認知した際の具体的対応について」（令和7年10月）

いじめ対応研修シリーズ③

「いじめ重大事態について①」（令和8年1月）

いじめ対応研修シリーズ④

「いじめ重大事態について②」（令和8年3月）

なお、研修動画を動画共有サイトにアップロードすることで、学校の実情に合わせて、研修方法を選択することができるようにした。

また、動画の視聴状況については、小学校22校、中学校12校全ての学校から、在籍する教職員全員がシリーズ③までの視聴を完了しているとの報告を受けている。シリーズ④についての視聴状況については今後確認を行う予定である。

③研修動画の追加作成（新規）【取組状況 **実施予定**】

上記②の取組に加え、各学校において、時間や場所を問わず研修を行うことができる動画研修の利点を生かし、教育委員会では、今後も必要に応じて、いじめ対応に係る研修動画を追加して作成する予定である。

④スクールロイヤー研修会の実施（令和6年8月から実施）**資料5**

【取組状況 **継続**】

提言のあった「校長のマネジメントスキルの向上や、学校の窓口としての教頭の保護者対応等について、具体的な事例を踏まえたより実践的な研修を実施する必要がある。」に関して、教育委員会では、学校の要請により、スクールロイヤーが訪問し研修を行う体制を整えている。また、市内小・中学校の教職員を対象としたオンライン研修会（小学校と中学校で各1回）も実施している。

加えて、令和6年度には、スクールロイヤーが各校を訪問し巡回相談（各校1回）を行った。

⑤校内研修に係る参考資料の作成（令和5年8月）**資料6**【取組状況 **完了**】

提言のあった「学校は、個別の事例検討やモデル事例を用いて実践的な支援の工夫を学ばせるなど、教員の研修を充実させ、教員のいじめに対する基本的理解を深めるとともに、いじめの対処能力を高めていく必要がある。」に関して、教育委員会では、令和5年8月に、原調査委員会による調査報告書を公表するとともに、各学校に校内研修を実施するよう通知した。

研修内容は、「いじめの定義や認知について」「適切な対応について」「重大事態について」等、実践的な内容とし、速やかに研修を行えるよう、これらをスライド資料にまとめて送付した。

なお、研修は、令和5年8月24日から9月8日までに実施することとし、学校長に研修結果を報告させ、教育委員会が全小・中学校において研修を実施したことを確認した。

⑥青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラムの実施（令和7年11月26日に内容を変更して実施）**資料7**【取組状況 **継続**】

提言のあった「学校外の専門家（機関）との連携・活用ができる体制を構築しておくことが必要であり、ケースによっては、警察や医療機関との連携・活用も必要である。」に関して、教育委員会では、学校と関係機関の連携を強化するため、「青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム」を開催した。

本事業は、学校と青少年健全育成関係機関並びに関係諸団体が、生徒指導上の諸課題について協議を行うことを通して、学校・地域における生徒指導体制

に対する共通理解を深め、連携意識の向上を図ることを目的としている。

当該事業は従来から実施してきたものであるが、令和7年度からは、より一層の連携強化を図るため、学校、教育関係機関及び関係諸団体が、それぞれの立場において可能な指導・支援の在り方について、設定したテーマに基づき協議を行う形式へと内容を変更した。

特に令和7年度は、「子供たちの健全な育成のために、私たちがすべきこと、できることとは何か」をテーマに設定し、子供を取り巻く課題を多面的に捉える協議を行った。このような協議を行うことで、関係機関相互の理解を深め、連携体制の強化につなげている。

ウ 専門職及び専門機関の活用

①スクールカウンセラーの配置 **資料8** 【取組状況 **継続**】

提言のあった「被害生徒及びその保護者に対してその心情を丁寧に確認するとともに、第三者の立場から、被害生徒及びその保護者の心情に寄り添った連絡調整や、スクールカウンセラーをはじめとする専門家の派遣等の各種支援等を行う仕組みを検討する必要がある。」及び「普段からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった学校外の専門家（機関）との連携・活用ができる体制を構築しておくことが必要であり、ケースによっては、警察や医療機関との連携・活用も必要である。」に関して、教育委員会では、埼玉県スクールカウンセラーを配置し、学校外の専門家との連携・活用体制の構築を図っている。

本事業は、不登校やいじめ、非行・問題行動などの課題解決を図ることを目的として、児童生徒、保護者及び教職員に対し、専門的な知識と経験に基づく相談対応を行い、適切な助言及び援助を提供する埼玉県スクールカウンセラーを配置するものであり、健全な児童生徒の育成を図ることをねらいとしている。

スクールカウンセラーは、市内全校に各1名配置されており、週当たり1日から3日、1日当たり5時間50分を上限として勤務している。主な業務としては、教職員と連携しながら児童生徒の指導に関する協議を行うとともに、臨床心理の視点から教職員への助言・援助を行うこと、また、児童生徒及び保護者に対する支援やカウンセリングを行うことなどが挙げられる。

②スクールソーシャルワーカー（現状8名）の派遣 **資料8**

【取組状況 **継続**】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、学校と関係機関との連携を図りながら、児童生徒が抱える課題への支援を行うため、スクールソーシャル

ワーカーを配置している。

本事業は、児童生徒が置かれている家庭や地域等の様々な環境に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒に対して適切な支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置するものである。これにより、小・中学校が関係機関等と連携しながら、児童生徒の問題行動等への対応を図ることをねらいとしている。

上尾市においては、8名のスクールソーシャルワーカーが配置されており、学校からの申請に基づき派遣を行っている。主な業務としては、学校におけるケース会議等を通して、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行うことや、関係機関等とのネットワークの構築並びに連携・調整を行うことなどが挙げられる。

③教育相談員及び心理専門員による支援 **資料8**

【取組状況 継続】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、心理専門員及び教育相談員を配置し、市内小・中学校の児童生徒、保護者及び教職員を主な対象として、市内在住の児童生徒に関する教育相談を実施している。

相談内容は、不登校、性格・行動、学習・発達等、教育に関する幅広い事項を対象としており、電話相談、来所相談、訪問相談、オンライン相談のほか、必要に応じて電子メールによる相談にも対応している。相談の実施に当たっては、相談者の希望や状況に応じた方法を選択している。

また、学校からの依頼に基づき、学校への訪問相談も実施している。訪問相談においては、事故等に関する心理的ケアを必要とする緊急対応や、児童生徒の行動観察等を行い、学校と連携した支援を行っている。

エ 「学校支援チーム」の構成

①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に専門家等による調査組織への参画を明記（令和7年1月改訂） **資料2** **【取組状況 完了】**

提言のあった「いじめ重大事態が発生した際には、前述の指導主事やスクールカウンセラー等からなる「学校支援チーム」を構成し、学校をバックアップできる体制を構築しておく必要がある。」に関して、教育委員会では、いじめ重大事態発生時に、指導主事やスクールカウンセラー等が連携して学校を支援する体制を構築している。

上尾市教育委員会では、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を令和7年1月に改訂し、その中で、「調査組織を構成する際には、必要に応じてスク

ールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、教育委員会の指導主事等が調査組織に加わるなどの体制を構築する」ことを明記している。

これにより、いじめ重大事態発生時には、学校のみで対応を抱え込むことなく、教育委員会及び専門家が一体となって学校を支援し、適切かつ組織的な対応を行うことが可能な体制が整備されている。

オ いじめの予防教育プログラムの導入

①上尾市いじめ防止子供サミットの実施（令和5年度以降毎年実施）**資料9**

【取組状況 継続】

提言のあった「いじめが起きないようにするためには、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つこと、児童生徒主体のいじめ防止に向けた取り組みが必要である。」に関して、教育委員会では、「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催している。

本事業は、いじめの未然防止に向けて、上尾市の児童生徒一人一人の意識を高めるとともに、各学校における主体的な取組を促進し、いじめ防止に向けた活動意欲の向上を図ることを目的としている。

特に、提言に示された「児童生徒の主体的な取組」につなげるため、サミット当日は、児童生徒自身が、いじめを防止するための具体的な方策について協議を行っている。そこで決定された内容については、各学校に持ち帰り、児童生徒が主体となって実践する「主体的かつ実践的な活動」として展開し、学校現場におけるいじめ防止意識の醸成につなげている。

②なかよく楽しい学校生活を送るための標語の作成（従来より実施）

資料10 **【取組状況 継続】**

提言のあった「いじめが起きないようにするためには、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つこと、児童生徒主体のいじめ防止に向けた取り組みが必要である。」に関して、教育委員会では、「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を作成している。

本事業は、児童生徒が「いじめをなくし、なかよく楽しい学校生活を送る」ことを目指し、「相手を思いやる心」「いじめを絶対に許さない強い心」「いじめを自分のこととして捉え、他人の痛みに共感する心」などの観点から標語を募集するものである。応募作品の中から優秀作品を選定し、それらを掲載したポスターを市内各校に配付することを通して、いじめ防止に向けた啓発を行っている。

なお、その選定に当たっては、令和5年度から、提言に示された「児童生徒

主体の取組」として実施できるよう、上尾市いじめ防止子供サミットに参加した児童生徒が一次審査を担当している。これにより、児童生徒自身がいじめ防止について考え、行動につなげる機会の創出を図っている。

③上尾市生徒指導推進協議会啓発資料の配付（従来より実施）**資料 1 1**

【取組状況 継続】

提言のあった「今後、誰一人いじめ被害に遭う生徒を生まないために、いじめが起きない学校づくりに向けた取り組みとして、具体的な予防教育プログラムの導入も検討すべきである。」に関して、教育委員会では、いじめや各種トラブルの未然防止を目的とした啓発資料の配付を行っている。

本事業は、市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に在籍する児童生徒を対象に、ネットトラブル防止をはじめとする情報モラルの育成に資する啓発資料を配付するものである。

啓発資料については、児童生徒が日常的に使用しやすい物品を活用し、クリアファイルや付箋などに、情報機器を安全かつ適切に使用するための「行動指針」を印刷している。これにより、日常生活の中で繰り返し内容に触れる機会を設け、いじめやトラブルの予防に向けた意識の定着を図っている。

④上尾市スクールロイヤーによるいじめ防止教室の実施（令和6年8月より）

資料 5 【取組状況 継続】

提言のあった「今後、誰一人いじめ被害に遭う生徒を生まないために、いじめが起きない学校づくりに向けた取り組みとして、具体的な予防教育プログラムの導入も検討すべきである。」に関して、教育委員会では、上尾市スクールロイヤーによる「いじめ防止教室」を実施している。

本事業は、小学校第5学年の児童を対象に、いじめをなくすために一人一人が取るべき行動や、いじめが人に与える影響等について、法律の専門家であるスクールロイヤーが直接指導を行うものであり、いじめの予防及び未然防止を目的とした教育プログラムとして位置付けている。

令和6年度においては、本教室を3回実施し、児童のいじめ防止に対する理解や意識の向上を図った。

提言 2 初期対応について

◆提言内容（要旨）

初期対応を行うためには、なりよりもまず早い段階からの情報収集が必要である。（中略）教職員も、日ごろから生徒の行動の変化や様子の変化に着目した観察、クラス経営を行うとともに、アンケートだけに頼らない情報をキャッチするための方策についても工夫し（例えば、定期的に誰にでも渡せるメモ用紙のようなものを配ったり、タブレット端末から匿名で情報提供ができる手段を構築するなど様々な工夫が考えられる。）、情報を適切に入手することが必要である。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.46.1.13から27】

実際にいじめの現場に遭遇した際に傍観者にはならず具体的な行動を取ることができるようになるための実践的な研修を定期的実施することにより、より一層児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上を図ることが必要である。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.46.1.19から22】

実際にいじめが発生してしまった場合に適切な対応が迅速に行えるようなスキルを身につけるための研修も必要になる。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.46.1.30から31】

◇再発防止策実施状況

ア 情報の適切な収集

①早期発見のためのアンケートの実施（従来から実施） **資料 1 2**

【取組状況 **継続**】

提言のあった「初期対応を行うためには、なりよりもまず早い段階からの情報収集が必要である。」に関して、教育委員会では、早期発見・早期対応を目的として、複数のアンケート及びチェックリストを作成し、学校における情報収集体制の強化を図っている。

具体的には、「学校の生活アンケート（児童生徒用：毎月実施）」、「子供のサイン発見アンケート（保護者用：各学期実施）」及び「いじめのサイン発見チェックリスト（教職員用：毎月実施）」を作成し、各学校に送付するとともに、実施頻度や記録の保管期間（実施後5年間保管）等について通知している。

各学校においては、アンケート実施後、速やかに内容の確認を行い、いじめの疑いがある記述等を把握した場合には、状況の事実確認を行うとともに、必要に応じて、いじめとしての対応につなげることとしている。

なお、児童生徒用アンケートの項目については、「学校に来るのが楽しい」「困ったときに相談できる人がいる」といった学校生活の状況を把握する内容に加え、「いやな気持ちになる言葉を言われることがある」「たたかれたり、けられたりすることがある」など、いじめに直結する可能性のある内容を含めている。また、記載内容や変化を多面的に把握できるよう、紙媒体による実施としている。

教職員が活用する「いじめのサイン発見チェックリスト」については、教職員が日常の学校生活の中で児童生徒の変化や違和感に気づきやすくなるよう、具体的な学校生活の場面を想定した内容となっており、継続的な観察と情報共有につなげている。

②子ども・いじめホットライン・ホットメールの設置（従来から実施）

資料 13 【取組状況 完了】

提言のあった「児童生徒が匿名で情報提供ができる手段の構築」に関して、教育委員会では、「子ども・いじめホットライン・ホットメール」を設置している。

本相談窓口は、市内の児童生徒及び保護者からの相談を受け付けるために設置したものであり、電話及び電子メールによる相談を通じて、匿名での情報提供や相談が可能となっている。電話相談については、土日祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで対応しており、電子メールについては24時間受付を行い、原則として翌開庁日に返信を行っている。

また、相談窓口の周知に当たっては、児童生徒用ICT端末のタスクバーに、「小中学生のための相談窓口」の一つとして常時表示する取組を行っている。加えて、小学校第1学年の児童を対象とした「いじめ電話相談カード」の配布や、広報「あげお」への掲載など、様々な機会を通じて周知・啓発を図っている。

これにより、児童生徒が困りごとや不安を抱えた際に、迅速かつ安心して相談につなげることができる体制の整備を進めている。

③子供の相談環境の整備（令和6年12月）資料 14 【取組状況 完了】

上記②に記載の提言に関して、教育委員会では、児童生徒用ICT端末のタスクバーに「小中学生のための相談窓口」を常時表示させている。

当該アイコンを選択すると、「いじめについて」「生活について」「家族のお世話について」などのメニューが表示され、児童生徒が相談したい内容を選択することで、該当する相談先のリンクへ移行できる仕組みとなっている。

また、児童生徒はICT端末を家庭に持ち帰って使用する機会も多いことか

ら、学校内に限らず、自宅等においても必要な状況に応じて相談することが可能となっており、相談のしやすさの向上につなげている。

④児童生徒のいじめに係る報告書の見直し（新規）**資料 15**

【取組状況 **完了**】

提言のあった「初期対応を行うためには、なりよりもまず早い段階からの情報収集が必要である。」に関して、教育委員会では、いじめに係る情報を早期に収集し、具体的な状況を的確に把握するとともに、適切な対応につなげることを目的として、被害を受けた児童生徒の聴き取りを迅速に行うための報告様式（「児童生徒のいじめに係る報告書〔速報概要〕」）を修正した。

本報告様式については、令和8年4月から各学校において運用を開始する予定である。いじめに係る情報を把握した後、速やかに対応が行えるよう、報告内容については教育委員会の指導主事が確認を行い、必要に応じて各学校に対し、指導・助言を行う体制としている。

イ 児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上

①「いじめを考える授業」研究協議会の実施（従来から実施）**資料 16**

【取組状況 **継続**】

提言のあった「「いじめの現場に遭遇した際に傍観者にはならず具体的な行動をとることができるようになるための実践的な研修を定期的実施」に関して、教育委員会では、「いじめを考える授業」研究協議会を実施している。

本事業は、教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を目的として実施しているものであり、「いじめを考える授業」の授業参観及び研究協議を通して、いじめを許さない気運の醸成や、児童生徒が主体的に行動できる力を育む授業づくりについて研修を深めている。

研究協議会に参加した教員は、そこで得た知見や実践例を各学校に持ち帰り、校内における情報共有や指導の充実につなげている。これにより、教職員が共通理解のもと、児童生徒がいじめの未然防止や発生時に適切な行動をとることができるよう、継続的な指導を行っている。

②「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」及び「いじめの対応について（いじめ防止啓発資料）」の作成（毎年度修正し学校に発出）

【取組状況 **完了**】

提言のあった「児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上」に関して、教育委員会では、「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の

見直しを行うとともに、「いじめの対応について（いじめ防止啓発資料）」を新たに作成した。

「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の見直しに当たっては、標題を「いじめを見逃さない学校を目指して」に変更するとともに、いじめに気付くための教師の基本的な姿勢や、いじめを認知してから対応に至るまでの流れを示したフロー図を新たに明記した。これにより、教職員が適切ないじめ対応について改めて確認することができ、児童生徒に対して、いじめ防止に関する意識やスキルを育成するための指導を、よりの確に行うことが可能となった。

また、「いじめの対応について（いじめ防止啓発資料）」については、「いじめの定義」や、「いじめを受けた場合」及び「いじめにつながる情報を見聞きした場合の対応」について、具体的に記載した内容として作成した。本資料は、教職員が児童生徒に指導を行う際に活用できる実践的な資料となっている。

なお、「いじめを見逃さない学校を目指して」及び「いじめの対応について」の両資料については、令和8年4月から各学校において活用するよう通知しており、学校現場におけるいじめ防止指導の充実を図っている。

③上尾市スクールロイヤーによるいじめ防止教室の実施（令和6年8月より）

資料5【取組状況 **継続**】

提言のあった「実際にいじめの現場に遭遇した際に傍観者にはならず具体的な行動を取ることができるようになるための実践的な研修を定期的実施」に関して、教育委員会では、上尾市スクールロイヤーによる「いじめ防止教室」を実施している。

本事業は、小学校第5学年の児童を対象に、いじめをなくすために一人一人が取るべき行動や、いじめが人に与える影響等について、法律の専門家であるスクールロイヤーが直接指導を行うものであり、いじめの予防及び未然防止を目的とした教育プログラムとして位置付けている。

令和6年度においては、本教室を3回実施し、児童のいじめ防止に対する理解や意識の向上を図った。

ウ いじめの初期対応についての教職員研修の実施

①「いじめを考える授業」研究協議会の実施（従来から実施） **資料16**

【取組状況 **継続】**

提言のあった「実際にいじめが発生してしまった場合に適切な対応が迅速に行えるようなスキルを身に付けるための研修」に関して、教育委員会では、い

じめ防止をテーマとした授業研究会を実施している。

本事業は、教職員がいじめ対応に必要な生徒指導力を身に付けることを目的として、従来から継続的に実施しているものである。小学校、あるいは中学校のうち1校において、特別活動、また特別の教科 道徳の授業を公開し、実践的な授業の在り方について研修を行っている。

参加対象は、生徒指導主任又は特別活動主任としており、参加した教員は、授業参観を通して、いじめを防止し、また、いじめが発生した場合にも適切に対応できる授業づくりについて学んでいる。さらに、授業後に行う研究協議会においては、担当指導主事が、「いじめの初期対応」及び「いじめに対する平時からの備え」について、具体的な事例を基に指導を行っている。

本研修を通して、教職員がいじめ対応に関する実践的なスキルを高め、学校現場において迅速かつ適切な対応が行える体制の充実を図っている。

②「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の作成（毎年度修正し学校に発出）**資料17**【取組状況 **完了**】

上記①に記載の提言に関して、教職員がいじめ対応に係る生徒指導力を身に付けることができるよう、教育委員会では、教職員がいじめ対応に係る生徒指導力を身に付けることができるよう、教育委員会では、教師用指導資料の見直しを行った。

見直しに当たっては、資料の標題を「いじめを見逃さない学校を目指して」に変更するとともに、「いじめを認知した際の具体的対応フロー図」や「具体的対応の詳細」、「事例集」等を新たに掲載した。これにより、いじめの初期対応を行う際に、教職員が実践的に活用できる内容となっている。

③上尾市スクールロイヤーによる研修会の実施（令和6年8月から実施）

資料5【取組状況 **継続**】

提言のあった「実際にいじめが発生してしまった場合に適切な対応が迅速に行えるようなスキルを身に付けるための研修」に関して、教育委員会では、学校の要請に応じて、スクールロイヤーが学校を訪問し、いじめ対応に関する研修を実施する体制を整えている。

また、市内小・中学校の全教職員を対象として、スクールロイヤーが講師となるオンライン研修会を実施しており、小学校及び中学校それぞれにおいて年1回実施している。

さらに、令和6年度においては、スクールロイヤーが市内各校を訪問し、巡回相談を実施した。巡回相談については、各校1回実施し、いじめ対応を含む学校現場の課題について助言等を行っている。

これらの取組を通して、教職員がいじめ発生時の法的観点を含めた対応スキルを高め、迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図っている。

提言3 正確かつ詳細な記録の作成、保存について

◆提言内容（要旨）

初回の聴取の際に正確かつ詳細な記録を作成、保存することの必要性は高い。そのため、通常は複数名が、聴取を行う者、記録を取る者と役割分担をしながら聴取を行うことが望ましいし、聴取記録についてはなるべく一問一答の形式で、主観を交えずに客観的に、かつ、表情の変化や答えるまでの時間、聴取全体の時間など詳細な情報を残しておくことが望ましい。また、そのような聴取録を作成した場合には、必要な期間保管しておくべきであり、場合によっては秘匿性の高い情報も含まれることから保管についてのルールも明確に定めておくべきである。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.47.1.3から10】

日ごろから訓練を積んでいなければ、役割分担を早々に決定し、正確なメモを取り、誘導をしない聴取をし、客観的に情報を取得するということはできない。この点についても、実践的な研修と合わせて実施されたい。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.47.1.12から15】

◇再発防止策実施状況

ア 適切な聴取の実施及び聴取録の保管ルールの設定

①聴取方法及び聴取記録の様式例に関する研修動画の作成（令和7年7月から配信）**資料4**【取組状況 **完了**】

提言のあった「聴取を行う者、記録を取る者と役割分担をしながら聴取を行うことが望ましいし、聴取記録についてはなるべく一問一答の形式で、主観を交えずに客観的に、かつ、表情の変化や答えるまでの時間、聴取全体の時間など詳細な情報を残しておくことが望ましい。」に関して、上尾市教育委員会では、上尾市教育委員会では、作成したいじめ対応研修シリーズⅡ「いじめを認知した際の具体的対応について」（令和7年10月通知）の動画において、聴取の人数や役割、方法及び記録の仕方などについて説明している。また、聴取記録様式については例示をした。

これにより、教職員がいじめ事案に係る聴取を行う際の手順や留意点について共通理解を図ることができ、聴取及び記録の質の向上や、より適切ないじめ対応につなげている。

②「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に保管期間及び保管方法を明記 **資料 1** **資料 2**

【取組状況 **完了**】

提言のあった「そのような聴取録を作成した場合には、必要な期間保管しておくべきであり、場合によっては秘匿性の高い情報も含まれることから保管についてのルールも明確に定めておくべきである。」に関して、教育委員会では、令和8年4月に改訂した「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」において、記録等の保管に関するルールを次のとおり明確に定めた。

- ・「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録
→認知年度後5年間
- ・重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書、調査報告書等
→当該児童生徒の卒業後5年間
- ・児童生徒及び保護者を対象に実施したいじめに関するアンケート
→実施年度後5年間

③「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」に聴取方法及び聴取記録の様式例に関する内容を追加 **資料 1 7** 【取組状況 **完了**】

提言のあった「初回の聴取の際に正確かつ詳細な記録を作成、保存することの必要性は高い。そのため、通常は複数名が、聴取を行う者、記録を取る者と役割分担をしながら聴取を行うことが望ましいし、聴取記録についてはなるべく一問一答の形式で、主観を交えずに客観的に、かつ、表情の変化や答えるまでの時間、聴取全体の時間など詳細な情報を残しておくことが望ましい。」に関して、教育委員会では、「いじめを見逃さない学校を目指して（教師用指導資料）」に、聴取の進め方や留意点について記載した。

また、「いじめ訴え聴き取りシート」及び「事実確認聴き取り記録用紙」を作成し、聴取記録の具体的な様式例を示すことで、学校現場において、適切かつ客観的な聴取及び記録が行えるよう支援している。

これにより、教職員が初期段階の聴取における役割分担や記録方法について共通理解を図ることができ、聴取記録の質の向上や、適切ないじめ対応につなげている。

イ 聴取方法等に関する実践的な教職員研修の実施

①聴取方法及び聴取記録の様式例に関する研修動画の作成（令和7年7月から配信）**資料4**【取組状況 **一部実施予定**】

提言のあった「日ごろから訓練を積んでいなければ、役割分担を早々に決定し、正確なメモを取り、誘導をしない聴取をし、客観的に情報を取得するということはできない。」に関して、教育委員会では、いじめ対応研修シリーズⅡ「いじめを認知した際の具体的対応について」（令和7年10月）の研修動画を作成し、聴取を行う際の人数や人選、聴取における役割分担、適切な聴取方法及び記録の取り方等について、動画内で説明を行った。

一方で、本研修については動画視聴による研修であったため、実際の場面を想定した訓練の実施には至っていない。

このため、今後は、生徒指導主任会議等の機会を活用し、役割分担や聴取の進め方を実践的に学ぶ研修を実施するなど、より実効性の高い取組へとつなげていく予定である。

提言4 指導と聴取の峻別

◆提言内容（要旨）

本件のように、被害生徒側から事情を聞いた段階でいじめ重大事態として扱うべきような事案では特に組織的な対応が求められる。組織的な対応とは、情報を組織で共有し、その情報を踏まえて組織的議論を行い、組織としての方針を決定し、その方針に従って各々が役割分担をしながら方針を確実に実行し、その結果をさらに共有し、同様の流れを繰り返していくという対応を行うことである。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.48.1.20から24】

聴取と指導を同時に行うことは適切ではない場面が多いと考えられ、組織的な対応とはどのようなことなのか、それを実現するためにはどのような能力が必要なのかということを教育委員会において適切に検討した上で、実際にいじめが起きた際にどの教職員も適切な行動が取れるためのスキルを身につけられる実践的な研修等を実施されたい。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.48.1.6から10】

◇再発防止策実施状況

ア 組織的な対応についてのフロー図の作成

①「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」に組織的な対応についての具体的なフロー図を追加 **資料 17**【取組状況 **完了**】

提言のあった「組織的な対応とは、情報を組織で共有し、その情報を踏まえて組織的議論を行い、組織としての方針を決定し、その方針に従って各々が役割分担をしながら方針を確実に実行し、その結果をさらに共有し、同様の流れを繰り返していくという対応を行うことである。」に関して、教育委員会では、令和8年4月に改訂した「いじめを見逃さない学校を目指して（教師用指導資料）」において、いじめに対する組織的対応を支援するための内容の充実を図った。

具体的には、「いじめを認知した際の具体的対応フロー図」、「具体的対応の詳細」、及び「事例集」を掲載し、いじめの認知から対応、振り返りまでの一連の流れを可視化するとともに、教職員が共通理解のもと、役割分担をしながら組織的に対応を進めることができるよう整理した。

これにより、学校において、個々の教職員に対応を委ねるのではなく、学校組織として情報を共有し、方針を確認しながら対応を行う体制の構築を進めている。

イ 指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修の実施

①「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」に聴取方法及び聴取記録の様式例に関する内容を追加 **資料 17**【取組状況 **完了**】

提言のあった「聴取と指導を同時に行うことは適切ではない場面が多いと考えられ、組織的な対応とはどのようなことなのか、それを実現するためにはどのような能力が必要なのかということを経済委員会において適切に検討した上で、実際にいじめが起きた際にどの教職員も適切な行動が取れるためのスキルを身につけられる実践的な研修等を実施されたい。」に関して、教育委員会では、令和8年4月に改訂した「いじめを見逃さない学校を目指して（教師用指導資料）」に、適切な聴取の進め方及び留意点について明記した。

具体的には、留意点として、

- ・聴き取りの際には、5W1Hを意識した質問を行うこと。
- ・教職員が答えを誘導することなく、児童生徒自身の言葉で話させること。
- ・聴き取り中は指導を行わず、聴き取りに徹すること。
- ・発言内容が曖昧な場合には、当時の位置関係や状況を図で示すなどして確認すること。

等を示し、指導と聴取を適切に切り分けた対応が行えるよう整理している。

加えて、「いじめ訴え聴き取りシート」及び「事実確認聴き取り記録用紙」を作成し、教職員の主観を交えることなく、児童生徒が話した事実を客観的に

記録するための様式例を示した。

これにより、教職員が共通の理解のもと、組織的な対応を意識しながら、適切な聴取及び記録を行うことができる体制の整備を進めている。

②聴取に関する実践的な研修の実施【取組状況 **実施予定**】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、先述のとおり、「いじめを見逃さない学校を目指して（教師用指導資料）」の改訂を行ったものの、実践的な研修については、今後実施する予定である。

については、生徒指導主任会議等の機会を活用し、実際の聴き取り場面を想定したロールプレイ方式による研修を実施することとしている。

提言5 学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと

◆提言内容（要旨）

学校・教育委員会は、教育の専門的機関である。いじめが発生した場合、教育的な観点から、どのような支援や指導がふさわしいのかということは、学校・教育委員会が主体的に検討し、関係生徒及び保護者に対して示していくことが、教育の専門的機関として求められている。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.48.1.27から29】

教育委員会がいじめが発生した場合の学校の状況を確認し、必要に応じてかかる支援・指導方針についても助言指導を行うことができるよう体制の構築を行うことを検討されたい。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.48.1.27から29】

◇再発防止策実施状況

ア 学校と教育委員会の連携フロー図の作成

①いじめ対応に係る連携フロー図の作成 **資料19**【取組状況 **完了**】

提言のあった「いじめが発生した場合、教育的な観点から、どのような支援や指導がふさわしいのかということは、学校・教育委員会が主体的に検討し、関係生徒及び保護者に対して示していくこと」に関して、教育委員会では、「学校と教育委員会、市長部局のいじめ発生時の対応」を示したフロー図を作成し、各学校に送付している。

当該フロー図には、学校においていじめを発見・認知した後の一連の対応の流れに加え、教育委員会への相談・報告の手続き、さらに、いじめが重大事態

に該当する場合における市長への報告手続きについて明記している。

これにより、学校、教育委員会、市長部局の三者がそれぞれの役割を踏まえ、連携を図りながら組織的に対応を行う体制を明確にしている。

②重大事態対応に係る連携フロー図を「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に明記 **資料2**【取組状況 **完了**】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、特に重大事態に該当するいじめが発生した場合の対応について、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」において、その流れを示したフロー図を明記している。

具体的には、

- ・学校は、いじめ重大事態が発生した際に、その旨を速やかに教育委員会へ報告すること。
- ・調査組織は、対応方針を検討した上で、対象となる児童生徒及び保護者に対し、重大事態調査に係る二段階の事前説明・確認を行うこと。
- ・調査の実施に当たっては、定期的に構成員による会議を開催し、組織的に調査を進めること。
- ・教育委員会は、学校と密に連絡を取りながら調査状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うこと。

などを明確に示している。

なお、当該フロー図については、設置される調査組織の主体に応じて活用できるよう、「学校主体の調査組織による対応フロー」と「学校の設置者主体の調査組織による対応フロー」の二つに分けて示しており、状況に応じた適切な対応が行えるよう整理している。

イ 適切な支援体制の構築

①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に専門家等による調査組織への参画を明記 **資料2**【取組状況 **完了**】

提言のあった「教育委員会がいじめが発生した場合の学校の状況を確認し、必要に応じてかかる支援・指導方針についても助言指導を行うことができるよう体制の構築」に関して、教育委員会では、令和8年4月に改訂した「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」において、教育委員会及び専門家が調査に関与し、助言・指導を行うことができる体制を明確に位置付けている。

具体的には、重大事態の調査を行う組織について、

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画する組織とすること

・事案の状況を踏まえ、教育委員会の指導主事等、学校の設置者の職員が調査に加わるなど、柔軟に対応すること

を明記しており、専門的知見を活用しながら、適切な助言・指導が行える体制を構築している。

加えて、「教育委員会は、学校と密に連絡を取り、調査状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと」を示し、学校が主体となって実施する調査に対しても、教育委員会が継続的に関与し、必要に応じた支援及び助言・指導を行うこととしている。

提言 6 調査委員会の委員の活用

◆提言内容（要旨）

調査委員会の委員は専門家により構成されるにも関わらず、いじめ重大事態の調査のみが権限として定められている。（中略）そのため、市において条例を適切に改正するなどして、専門家としての見地からアドバイスを行うこともその職務内容に含めることを検討されたい。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.48.1.31から38】

◇再発防止策実施状況

ア 調査委員会の所掌事務に関する内容の見直し

①重大事態の発生時に加えて、定期の調査委員会を開催 **資料20**

【取組状況 **完了**】

提言のあった「調査委員会の委員は専門家により構成されるにも関わらず、いじめ重大事態の調査のみが権限として定められている。（中略）そのため、市において条例を適切に改正するなどして、専門家としての見地からアドバイスを行うこともその職務内容に含めることを検討されたい。」に関して、教育委員会では、令和8年3月に「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を次のとおり改正した。

【改正前】

(所掌事務)

第 12 条 調査委員会は、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について上尾市立の小学校又は中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする。

【改正後】

(所掌事務)

第 12 条 調査委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うものとする。

この改正により、調査委員会が有する専門性を生かし、いじめ重大事態の調査にとどまらず、「学校におけるいじめ防止等のための対策」についても、専門家の見地から調査審議を行い、教育委員会に対して具体的な助言を行うことが可能となった。

イ スクールロイヤーの活用

①上尾市スクールロイヤー活用事業の整備（令和 6 年 7 月）**資料 5**

【取組状況 完了】

提言のあった「専門家としての見地からアドバイスを行うこともその職務内容に含めることを検討されたい。」に関して、教育委員会では、スクールロイヤーが「学校における法的相談」を行う制度を整備している。

本制度により、スクールロイヤーが学校からの相談に応じ、いじめ事案等に関して、法的な観点から助言を行うことが可能となっており、学校における適切な判断や対応を支援している。

なお、本制度の利用手続等については、「上尾市スクールロイヤー活用事業リーフレット」にまとめ、令和 6 年 7 月 2 日付で各学校に周知している。これにより、学校における法的相談の流れが明確となり、必要な場面で速やかに専門家の助言を得られる体制の整備を図っている。

提言7 いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し

◆提言内容（要旨）

令和6年8月30日に、文科省からいじめ重大事態調査ガイドライン改訂版が通知されている。これに伴って、各学校の基本方針、市の基本的な方針は改訂されるべきである。また、その際に、形骸化している点や実態に即していない点があるのであれば適切に基本方針を改訂すべきである。これは、学校に任せることは適切でないため、教育委員会において適切に指導助言を行い、各学校の実情に即して適切に機能するかということまで確認を行うべきである。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.49.1.4から9】

改訂のスケジュール等について、ホームページ等に適切に公表し、かつ、基本方針が改訂されたことについても同様に報告を行うべきである。

【令和7年10月27日 上尾市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（公表版）p.49.1.10から12】

◇再発防止策実施状況

ア 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の見直し

①「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂 **資料1**

【取組状況 **完了**】

提言のあった「各学校の基本方針、市の基本的な方針は改訂されるべきである。また、その際に、形骸化している点や実態に即していない点があるのであれば適切に基本方針を改訂すべきである。これは、学校に任せることは適切でないため、教育委員会において適切に指導助言を行い、各学校の実情に即して適切に機能するかということまで確認を行うべきである。」に関して、教育委員会では、令和8年4月に「上尾市いじめの防止等の基本的な方針」を改訂した。

改訂に当たっては、いじめに関する各種アンケートや、いじめへの対応記録、重大事態調査に関する記録等の保存期間を明確に定めるとともに、教育委員会がいじめ防止を目的として実施している具体的な事業内容を明記するなど、実態に即した内容となるよう見直しを行った。

②「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂 **資料2**

【取組状況 **完了**】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、令和6年8月30日付で通

知された「いじめ重大事態調査ガイドライン（改訂版）」の内容を受け、既に令和7年1月に「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂を行っていたが、当該提言の内容をより適切に反映させるため、令和8年4月に改めて同マニュアルの改訂を行った。

今回の改訂に当たっては、これまで本文中に記載していた重大事態発生時の対応手順について、新たにフロー図としても整理し、追記した。これにより、重大事態への対応に当たる調査組織が、対応手順を一目で把握できるようになるとともに、組織的かつ迅速な対応につながるよう工夫している。

③「学校基本方針」の改訂及び指導主事による毎月の点検及び確認

【取組状況 **実施予定**】

上記①に記載の提言に関して、教育委員会では、「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の改訂内容に即し、各学校に対して「学校基本方針」の見直し及び改訂を行うよう通知した。

現在は、各学校において見直し及び改訂を進めている期間に当たるため、今後、教育委員会において、各学校の基本方針が、それぞれの実情に即して適切に機能する内容となっているかについて確認を行う予定である。

イ 改訂内容の公表及び報告

①基本方針及び改訂のスケジュール等の上尾市教育委員会ホームページ及び各学校のホームページへの掲載 **資料 2 1** 【取組状況 **一部実施予定**】

提言のあった「改訂のスケジュール等について、ホームページ等に適切に公表し、かつ、基本方針が改訂されたことについても同様に報告を行うべきである。」に関して、教育委員会及び各学校では、方針の改訂に係るスケジュールについて、教育委員会ホームページ及び各学校ホームページにおいて周知を行った。

なお、ホームページへの掲載状況については、令和8年3月に、全ての学校において適切に掲載されていることを確認している。

一方で、上記ア③のとおり、学校基本方針の改訂については、現在、各学校において見直し及び改訂を進めている期間に当たることから、今後、教育委員会において、各学校の基本方針が学校ホームページに適切に掲載されているかについて確認を行う予定である。

4 おわりに

本事案に関して再調査委員会から示された提言は、いじめへの初期対応の在り方、正確かつ詳細な記録の作成・保存、組織的対応の徹底など、教育委員会及び学校が今後取り組むべき重要な課題を、具体的かつ実践的に示すものでした。上尾市教育委員会といたしましては、これらの提言を厳粛に受け止め、同様の事態を二度と繰り返すことのないよう、制度面及び運用面の両面から再発防止策の整備と実施に取り組んでまいりました。

本報告書は、再調査委員会の提言内容を踏まえ、令和8年4月1日までに教育委員会が取り組んできた再発防止策の実施状況を整理し、第三者的かつ専門的な立場から評価をいただくことを目的として作成したものです。各取組の中には、一定の整備が完了しているものもございますが、一方で、研修の継続的な実施や運用状況の検証など、今後も継続的に取り組むことが必要なものも含まれております。いじめ防止及び適切な対応は、一過性の取組により達成されるものではなく、不断の見直しと改善を重ねていくことが不可欠であると認識しております。

今後、調査委員会の委員の皆様におかれましては、本報告書の内容を基に、各再発防止策の実施状況及びその実効性について評価をいただくこととなります。教育委員会といたしましては、委員の皆様から示される評価及び専門的な御助言を真摯に受け止め、必要に応じて施策や運用の改善を行い、学校現場における更なる実践につなげてまいります。

また、上尾市教育委員会は、児童生徒一人一人の人権及び尊厳が確実に守られ、安心して学ぶことができる教育環境の実現を最重要事項として位置付けております。今後も、学校、関係機関、家庭及び地域との連携を一層強化しながら、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に着実に取り組んでまいります。引き続き、調査委員会をはじめとする関係者の皆様の御理解と御助言を賜りながら、実効性の高いいじめ防止対策の推進に努めてまいります。